## 第 11 次静岡県交通安全計画 パブリックコメントにおける御意見及びそれに対する県の考え方等

- 1 意見募集期間 令和3年3月1日(月)から令和3年3月31日(水)まで
- 2 意見件数等 2人の方から8件の御意見をいただいた。
- 3 意見区分等

	区 分	内 容	件 数
A	御意見を踏まえて案を修正する	御意見の趣旨を踏まえ、案を修正する場合	0件
В	御意見の趣旨を踏まえて取り組む	案の修正はしないが、御意見を踏まえて取り組む場合	6件
С	業務の参考とする	現時点では意見を計画や取組に反映することは困難だが、今後の参考とする場合	0件
D	原案のとおりとする	計画の修正に関わる意見だが、修正せず原案のとおりとする場合	0件
Е	計画に記載済み	計画への記載についての意見だが、既に記載してある場合	2件
		計	8件

## 4 御意見の内容及びそれに対する県の考え方

(1) 第11次静岡県交通安全計画の記載に関するもの

番号	該当部分	御意見の内容		県の考え方		
	p.12	歩行者の安全対策として昨年から実施中の「しずお		歩行者の安全対策を図るため、第1章第3節I(2)「歩行者		
	第1章第3節	か・安全横断3つの柱」を交通安全教育で全県民に徹底		及び自転車の安全確保」に記述のとおり、「しずおか・安全横		
	I (2)「歩行者	する必要があるが、最も大切なことは「手を上げて運転	Е	断3つの柱(①手を上げるなどして運転者に横断する意思を伝		
1	及び自転車の	者に横断する意思を伝えること」である。		える、②安全を確認してから横断を始める、③横断中も周りに		
	安全確保」	このことを交通安全教育で徹底することを提案する。		気をつける)」等を呼び掛け、歩行者が自らの安全を守るため		
				の行動を促す交通安全教育を推進してまいります。		

## (2) その他の事項に関するもの

番号	該当部分	御意見の内容		県の考え方	
	令和2年度静	信号機のLED化と交通施設のバリアフリー化は関		LED式信号機は、電球式に比べて視認が向上することか	
	岡県交通安全	連があるのか。		ら、視力が低下した高齢者等からも信号灯火の色を確認しやす	
	実施計画 p. 2			いものと考えております。また、デザインについても視覚障害	
	第1章第1節			者の方への試験やアンケートを踏まえて導入されております。	
1	1(3)「高齢者、		В	第 11 次交通安全計画 第 1 章第 3 節 Ⅱ 1 (1) ウ「高齢者、障	
	障害のある人			害のある人等の安全に資する歩行空間等の整備」(p. 16)に記述	
	等の安全に資			のとおり、高齢者や障害者等が安心して通行できる歩行環境の	
	する歩行空間			整備を推進してまいります。	
	等の整備」				

	令和2年度静	事故危険箇所の対策推進に信号のLED化をする理		LED式信号機は、電球式に比べて西日等による擬似点灯現
2				
	岡県交通安全	由は。		象が起きにくい等視認性が向上することから、自動車運転者か
	実施計画 p.3			ら信号灯火の色を確認しやすく、交通事故抑止に資するものと
	第1章第1節		D	考えております。
	3(2)「事故危		В	第 11 次交通安全計画 第 1 章第 3 節 Ⅱ 1 (3)イ「事故危険箇
	険箇所対策の			   所対策の推進」(p. 16)に記述のとおり、LED 化を含めた信号機
	   推進			   の新設・改良、道路標識の高輝度化、歩道の整備等の事故危険
	1,2.0			箇所対策を推進してまいります。
	令和2年度静	新型コロナの影響で、密になりがちな電車やバスを敬		道路交通渋滞の緩和や高齢者の交通事故防止の観点から、公
		.,		
	岡県交通安全	遠する傾向があるので、十分な換気対策等を実施してい		共交通利用の重要性が高まっていることから、公共交通利用の
	実施計画 p. 11	ることをもっとPRすべきではないか。		促進を図ってまいります。
3	第1章第1節		В	現在の新型コロナ禍においては、3密を懸念して公共交通機
	10(1) キ「公共			関の利用を回避する傾向があることを考慮し、車内の消毒や換
	交通機関利用			気の徹底等、感染対策がなされていることの周知が更に行われ
	の促進」			るよう、関係機関との連携を図ってまいります。
	令和2年度静	生命のメッセージ展について、高等学校 12 校程度以		生命のメッセージ展については、命の大切さを訴えることで
	岡県交通安全	外にも年間を通じて全校に広げるとともに、市町の大き		交通安全の意識を高めもらうことを目的として、近い将来に運
	実施計画 p. 21	な商業施設等の娯楽施設にも広げてほしい。		転免許を取得することが予想される高校生を主対象として開
4	第1章第2節		ъ	催しています。
4	1(4)オ「生命		В	予算の範囲内で、今後もより多くの高校生が体験できるよ
	(いのち)のメ			う、計画的に開催するとともに、一般の方を対象とした展示場
	ッセージ展の			所も選定し開催してまいります。
	開催」			

	令和2年度静	自動車運転者に対する安全運転の教育について、免許		免許取得後における運転者に対する交通安全教育について
	岡県交通安全	取得後の免許更新時の時間だけでは短すぎる。講習会の		は、免許更新時以外には、点数の累積や免許停止等の一定の処
	実施計画 p. 21	義務化等が必要である。		分がなされた場合における初心運転者講習や停止処分者講習
	第1章第2節	教物に守い之文(の)。		のほか、事業所の安全運転管理者を対象とした講習等も義務付
	1 (5) イ「運転			けられています。
5			В	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	者に対する交			また、こうした法定講習のほか、事業所の従業員や高齢者等
	通安全教育の			を対象とした交通安全教室や交通安全イベント等も県下各地
	推進」			で実施されているところであり、今後も関係団体と連携し、多
				くの県民が交通安全教育を受ける機会を持てるよう、取り組ん
				でまいります。
	令和2年度静	夜間の歩行について、寒い冬の時期に暗い色の服装を		自発光式をはじめとする反射材用品を着用した場合、夜間の
	岡県交通安全	着ていると、車のライトだけでは発見が遅れる。自発光		視認性が大幅に向上することから、その普及促進のため交通安
	実施計画 p. 22	式グッズの着用が必要であることを、人が集まる場所で		全教室や街頭活動等において広報啓発を実施しているところ
	第1章第2節	より多くの機会にPRすべきではないか。		です。
6	1 (5) カ 「PTA		T.	第11次静岡県交通安全計画第1章第3節Ⅱ2(3)カ「反射材
0	に対する啓発」		E	用品等の普及促進」(p. 40)に記述のとおり、今後も各種広報媒
	及び同節 1 (6)			体の活用や交通安全教室、展示会等の機会を利用して普及を呼
	「高齢者に対			び掛けてまいります。
	する交通安全			
	教育の推進」			

7 実施計画 p. 25 をもっと P R すべきではないか。 性が指摘されています。   2 (2) イ「効果 的な安全教育 こうした現状を踏まえ、交通安全教室や広報啓発活動をじ、歩行者であっても、決められた交通規制を守ることはもろん、「歩きスマホ」をしないなど道路や交通の状況に応じてある。	実施計画 p. 25 第 1 章第 2 領 2 (2)イ「効果 的な安全教育	交通安全 い。歩道上も自転車が通行する場合があるので、危険性   計画 p. 25 をもっと P R すべきではないか。   章第 2 節 イ「効果   安全教育 安全教育		こうした現状を踏まえ、交通安全教室や広報啓発活動を通じ、歩行者であっても、決められた交通規制を守ることはもちろん、「歩きスマホ」をしないなど道路や交通の状況に応じて、他の人が安全に通行できるよう配慮することについて周知を
---	---	--	--	--